



Title	ヨナスにおける個別的命令と存在論的命令の区別について
Author(s)	戸谷, 洋志
Citation	メタフュシカ. 2015, 46, p. 31-43
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54517
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヨナナスにおける個別的命令と存在論的命令の区別について

戸谷洋志

はじめに

本稿の主題は、ドイツ出身のユダヤ人哲学者ハンス・ヨナナスの名著『責任という原理』において論じられる二つの道徳的命令のあり方——「個別的命令 *partikulares Gebot*」と「存在論的命令 *ontologisches Gebot*」——の違いを明確化することである。また、それによってヨナナスの「責任原理」の思想をより体系的に解釈する可能性を提示し、その意義と制約を指摘する。

1979年に公刊された『責任という原理』は、現代社会における焦眉の課題になりつつあった環境問題に対する哲学者からの応答として、大きな反響をもって受容された。同書においてヨナナスは、科学技術が遠い未来にまで影響を及ぼしうる長期的な時間地平をもつことを指摘し、未来の世代を対象とする新しい倫理学の構築を試みた。その際にヨナナスは「責任 *Verantwortung*」という概念に中心的な機能を与えた。ヨナナスの「責任原理」の思想は、当時はまだ黎明期にあった環境倫理・生命倫理の領野に包括的な理論的枠組みを提供しただけでなく、国際社会における環境問題への意識の高まりをも促した。

そうした影響力の高さにも関わらず、ヨナナスの哲学は難解であることでも知られている。その難解さの要因となっているのは、『責任という原理』において説明が断片的・散発的であり、あるいは同じ説明が反復されるという傾向をもつことである。『責任という原理』は四つの論文を大幅に加筆修正した著作であり、それぞれの内容が必ずしも有機的に統合されているとはいえない。そのため、ヨナナスの「責任原理」を主題的に研究しようとする者は、「責任原理」の理論を体系的に再構成する作業に従事しなければならない。

先行研究において絶えず問い直されるのは、未来世代への責任をどう基礎づけるのか、という点である。ヨナナスはこの基礎づけの課題に応答するために、責任を要請する命令のあり方を二重化させ、個別的命令と存在論的命令とを区別する。しかし、いくつかの先行研究はこの命令の二重性を捉え損ねている。この点を閉却することは、ヨナナスの「責任原理」の理論を体系的に再構成することを不可能にするだけでなく、その思想がもつ価値を著しく制約する恐れがある。

本論はこの命令の二重性が果たす機能を検討し、「責任原理」をより整合的に、かつ、新しい光のもとで理解する可能性を提供する。

1. 問題設定

環境問題において如実に示されている通り、科学技術を介した人間の行為は、世代を超えた遠い未来にまで影響を及ぼす。それは、現在の世代が、まだ存在していない未来の世代を傷つける力をもっている、ということの意味している。そうである以上、現在の世代は未来の世代を配慮する義務を負っていると、さしあたり考えることができる。しかし、この義務を説明することには独特の困難さが伴う。

ヨナスに拠れば、従来の倫理学は規範の当事者が常に同じ時代に生きていることを前提にしてきた。被害者には加害者を糾弾することが可能であり、両者の間にはコミュニケーションの余地が残されていた。権利の概念、民主主義の理念は、こうした共時的な時間地平を前提にしている。しかし、科学技術文明において生じる倫理的な問題は、この制約された時間地平を逸脱し、従来の倫理学の前提を覆す。そのため、ヨナスは科学技術文明の倫理学をまったく新しい倫理学の原理として構築することの必要性を指摘する。これが『責任という原理』におけるヨナスの原則的な立場である。

共時的な時間地平を前提にしない、ということは、この新しい倫理学にいくつかの条件を課す。未来の世代はまだ存在していない。存在していないものには権利がない。そうである以上、未来の世代は、少なくとも現在においては、何の権利も有していないと考える必要がある。同時に、現在の世代と未来の世代は相互にコミュニケーションすることができない。そのため、両者の間には相互性が欠落している。ヨナスに拠れば、未来倫理は「権利という観念から、同時に相互性という観念から、自由でなければならない」¹。

ここから、説明されるべき二つの困難な問題が生じる。第一に、権利という概念を放棄する以上、何故、未来の世代に対して義務を引き受けなければならないのか、ということが説明されなければならない。第二に、相互的なコミュニケーションの可能性を放棄する以上、どのような行為が責任あるものとして正当化されるのか、ということが説明されなければならない。この二つの問題は区別される必要がある。表現をかえれば、第一の問題は、そもそも未来の世代への責任があることの根拠に関わるものであり、第二の問題は、その責任がどのように果たされるべきか、ということに関わるものである。

この二重の問題を解決するためにヨナスが提起するのが、「責任」という概念を中心に据えた新しい倫理原理を構築することである。ヨナスに拠れば、責任には、「すでに行われた行為に対する因果的な決算としての責任」²と、「将来なされるべき行為に関する責任」³という二つの意味があるが、科学技術文明における倫理学として中心的な機能を果たす責任概念は後者、す

¹ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.84.

² Jonas, a.a.O., S.172.

³ Jonas, a.a.O., S.174.

なわち未来への責任である。ヨナスはそうした未来への責任の範型として乳飲み子への責任を挙げる。「生まれたばかりの子供の呼吸は、ただそれだけで、否応なく周囲へとある当為を差し向ける」⁴。このとき、乳飲み子は大人とコミュニケーションを通じて契約を結んでいるわけではなく、大人は、乳飲み子の存在のうちに責任の根拠を見出すのである。ヨナスに拠れば、乳飲み子とは、存在のうちに当為が結びついている範型的な存在者である。また、乳飲み子への責任のうちには、非対称的な関係のなかで責任という現象が引き起こされるという事実が範型的に示されている。

ただし、ヨナスは乳飲み子への責任をそのまま人類の存続への責任へと転用するのではない。『責任という原理』において、人間に責任を要請する命令には二種類の違ったあり方が区別されている。第一に、「個別的命令」であり、第二に、「存在論的命令」である⁵。上に記した、科学技術文明の倫理学が不可避に直面する理論的な問題に対するヨナスの応答を正しく捉えるには、この命令の二重性を適切に解釈する必要がある。以下では、その各々の内容を検討し、ヨナスの論証の歩みを跡付けていこう。

2. 個別的命令

ヨナスが個別的命令と名付けるのは、日常的なレベルで、特定の対象に対して、具体的な状況の中で発生する責任である。

前述の通り、ヨナスは当事者の非対称性を前提とした責任概念を説明しようとする。その範型として提示されるのが乳飲み子に対する責任であった。この責任の根拠は、乳飲み子が傷つきやすい存在者であり、大人が保護しなければ容易に死に至るという危うさにある。

ただし、傷つきやすい仕方では存在する、ということは、人間だけでなく、あらゆる生命に共通する性格である。ヨナスはここに責任の対象がもつ一般的な性格を洞察する。生命の傷つきやすさが意味しているのは、生命が常に死の脅威にさらされており、それに対して自らの生存を志向する仕方では存在している、ということだ。ヨナスに拠れば、生命は没価値的に存在しているのではなく、自らの存在を積極的に肯定するという様態で存在しているのであり、自らの存在を目的として存在している。ヨナスは、こうした生命の目的論的な存在様態をそれ自体で善いものとして捉え、次のように述べている。

そもそも目的をもつことができる、という能力のうちに、私たちはある善それ自体を見出すことができる。それに関して直観的に知られていることは、善それ自体が、目的をもつことができない存在に対して、無限に優れているということだ。⁶

目的をもつという能力が「善それ自体」であるのは、この能力を否定的に評価することが不可

⁴ Jonas, a.a.O., S.235.

⁵ vgl., Jonas, a.a.O., S.187.

⁶ Jonas, a.a.O., S.154.

能であることによって理由づけられている。何故なら、否定的に評価するということが自体が、一つの目的論的な行為であり、従って目的論的な行為そのものは常に肯定されなければならないからだ。ヨナスは、目的論的な生命が「善それ自体」であるという洞察を「存在論的な公理」⁷と呼び、責任の対象の条件として位置づける⁸。

人間が傷つきやすい生命に対して責任を引き受けるのは、生命が「善それ自体」であるからだ。従って、責任という現象の根拠は対象の側に帰属する。言い換えるなら、責任という現象は、責任の主体の意志によって発生するものではないのであり、上述の公理を前提にする限りにおいて客観的である。ただし、その責任が発生するのは、ただ目の前に生命が存在するだけでなく、その生命が傷ついており、その生命の存亡が「私」に委ねられているときである⁹。ヨナスに拠れば、そうした状況において生命が「善それ自体」であり、その存在のうちに当為が結びついているということは、「見れば分かる」¹⁰こと、すなわち直観的に知られることである。

ただし、責任の対象が「私」を義務付ける力をもつためには、「私」が責任の対象を正しく認識している必要である。言い換えるなら、「私」が、目の前に存在する生命を、傷つきやすい生命として認識している必要がある。言うまでもなく、生命の身体は物質によって組成されている。そうした物質としては、炭素、尿素、ケイ素などを挙げることができるだろう。しかし、このとき炭素原子そのものは生きていない。そうである以上、生命の身体を物質の凝集としてのみ捉えようとするれば、生命は生きていないものの凝集として、すなわち非生命として理解されることになる。ヨナスに拠れば、そうした理解をするのは「数学的物理学者の分析的な眼差し」¹¹である。しかし、人間は明らかに生命を非生命から区別して理解することができる。「私」に対して責任を自覚させる生命は、そうした自然科学的な生命理解によってではなく、前理論的な生命理解によって捉えられなければならない。すなわち、責任という現象が実現するためには、ただ生命が存在するだけでなく、人間がこの生命を「善それ自体」として捉えうる認識能力をもつのでなければならない。ヨナスは次のように述べている。

当然のことながらもっとも明らかに目に見えるものも、それに対して目に見えるものが存在するような見る眼（*Sehvermögen*）を用いることをなお要求する。私たちがいう「見れば分かる」ということはこの見る眼へ向けられているのである。¹²

言い換えるなら、責任という現象の根拠である「善それ自体」は、「見る目」をもった誰かと出会うことによって初めて現実的な力を発揮するのだ。ヨナスに拠れば、「この盲目的に〔生

⁷ Jonas, a.a.O., S.155.

⁸ この公理は、目的論的な存在様態が生命にとって不可欠の構成条件である、という意味において「存在論的」である。

⁹ vgl. Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.132.

¹⁰ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.235.

¹¹ Jonas, a.a.O., S.236.

¹² Jonas, a.a.O., S.236.

命のうちに] 現われる『然り』が、義務付ける力を獲得するのは、[この『然り』を] 洞察することができる人間の自由において、である」¹³。言い換えるなら、人間が「見る眼」をもつということは、責任という現象が可能であるための条件として捉えることができる¹⁴。

ここには、責任の主体に求められる能力が示されている。すなわちそれは生命に対する前理論的な認識の能力であり、「見る眼」をもつことである。「見る眼」は、それ自体では認識論的な概念であるが、生命が「善それ自体」であるという公理を前提にすれば、同時に道徳的な概念でもある¹⁵。また「見る眼」によって他の生命を認識するということは、認識者が自らの置かれている私利私欲から自由でなければ実現しない。ヨナスに拠れば、「存在の肯定が実在を要求する声にこたえることが、自由である」¹⁶ のであり、ここにあらゆる生物種のなかで人間だけがもつ独自性を見て取ることができる¹⁷。

以上のような責任のあり方が、ヨナスによって個別的命令と名付けられる責任のあり方である。この命令は非対称的な関係を前提とするものであり、討議を通じた合意を根拠とするのではなく、生命の目的論的な存在様態において存在と当為が一体となるという存在論を根拠としている。同時に、この命法において責任の主体となりうるのは「見る眼」をもつ人類に限定されている。

ただし、こうした責任のあり方に対して、次のような反論が突き付けられるとしても不思議ではない。すなわち、生命の存在それ自体が責任の根拠となりえるのだとしたら、あらゆる生命が責任の対象として正当化しなければならない。そうである以上、第一に、あらゆる生物種の存続への責任を果たすために人類は絶滅するべきなのではないか、また第二に、人類を絶滅させようと計画する人々の存続をも善いものとして承認せざるをえないのではないか、という反論である。この二つの反論は、ヨナスの個別的命令が、それだけでは人類の存続への責任を基礎づけることができないことを示している。これに対してヨナスは、個別的命令とは異なるもう一つの責任のあり方を提示することで、未来の人類への責任を基礎づけている。それが、次に検討する存在論的命令である。

3. 存在論的命

個別的命令において、責任の対象は生命であり、責任の主体は人間である。ただし、人間は生命の一部である。そうである以上、人間は責任の対象であると同時に主体でもある唯一の生物種である。前述のように、「見る眼」をもつ責任の主体が存在しなければ、責任という現象は不可

¹³ Jonas, a.a.O., S.157.

¹⁴ ヨナスの責任原理における「見る眼」をめぐる研究としては、次のものを参照のこと。戸谷洋志「『乳飲み子』を『見る目』——ハンス・ヨナスの責任倫理学における認識論について」、『倫理学論究』、関西大学倫理学研究会、第1巻2、2014年、57-70頁。

¹⁵ vgl., Jonas, a.a.O., S.164.

¹⁶ Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.38.

¹⁷ vgl., Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.184. 以上のように、他の生命を認識する能力が、善悪の判断に先立つものとして捉え、これをヨナスにおける人間の固有性として捉える先行研究としては、コシュトの研究が挙げられる。vgl., Ralf-Peter Koschut, *Strukturen der Verantwortung*, Peter Lang, 1989, S.363.

能である。そうである以上、人間が存在することは責任の可能性の条件である。

他方で人類は、科学技術文明において存続を脅かされており、そうである以上、責任の対象としても捉えられる。人間の存在が責任の可能性の条件であるとしたら、人類の存続への責任は、責任の可能性への責任を意味しており、言い換えるなら、個別的命令の可能性への責任を意味している。こうした洞察に基づきながら、ヨーナスは、人類の存続への責任を個別的命令から区別して存在論的命令¹⁸と呼び、次のように述べている。

人類が実在し続けることによって、人類自身を義務付ける可能性、いつも超越的な可能性が、開かれ続けなければならない。この可能性を保持し続けることは宇宙的责任である。これこそが実在に対する義務に他ならない。極端に言うと、責任が存在するという可能性が、すべてに先行する責任である。¹⁹

存在論的命令は、個別的命令の可能性の条件への責任であり、その意味で「すべてに先行する責任」である。この存在論的命令において責任の対象となるのは、責任の担い手としての人類である。あらゆる生物種のなかで、責任の主体が人類に限られるのだとしたら、人類の存続への責任は、他のあらゆる生物種への責任に先行する。このとき、前述のような「他の生物たちのために人類は絶滅するべきだ」という反論や、「人類を絶滅させようとする人々への責任も正当化しよう」という反論は、存在論的命令にとって有効ではない。というのもその言明は、人類の存在を否定することによって責任の可能性をも否定しており、責任を否定するという責任を語っているに過ぎず、自己矛盾に陥るからである。

ただし、人類の存続への責任は、ただ人類が物理的に生存することへの責任を意味するのではない。何故なら、人類は責任の可能性を担う者として存続することを求められているからである。従って、「見る眼」をもつ者として、言い換えるなら私利私欲から距離をとって物事を反省する自由な能力をもつ者として、人類は存続するべきである。従って、人類の存続への責任は、責任の担い手として存在するという人間の「存在論的な理念」²⁰に対する責任である。人類が、そうした理念に反して生き残ったとしても、つまり自由を失い、もはや責任の能力を失いながら生き残ったとしても、それは存在論的命令が果たされたことにはならない。従って、存在論的命令は、人類がこの理念に適う仕方での存続することを要請するのであり、言い換えるなら、人類がどのように存続するかをも説明するものである。ヨーナスは次のように述べている。

¹⁸ ヨーナスに拠れば、「存在論的」とは、「ある事柄の存在に不可分に属している固有性へと遡ること」を意味している。Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.129. ただし、ここでいわれる「存在論的命令」は、前述の目的論的な生命理解を表す「存在論的公理」と混同されてはならない。前者は、あらゆる責任が不可避に前提にしている命令という意味で存在論的であるのに対し、後者は、目的論的な存在様態があらゆる生命にとって本質的であるという意味で存在論的である。

¹⁹ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.186.

²⁰ Jonas, a.a.O., S.81.

人類に存続を義務付ける根拠、すなわち「何故」〔人類が存続すべきなのか〕の根拠は、第一に種族の物理的な自殺を禁じる（生物学の要求は、そうした自殺を決して私たちに禁じてはいない）。これと同じ根拠が、人類にある特定の生き方の質を義務付ける根拠、言い換えるなら、「純粋に人類が存続するという事実」を「存続している人類は何者なのか」によって満たすところの根拠、すなわち「どのように」〔人類が存続すべきなのか〕の根拠として、同時に生きている人々の魂が荒廃していくことを禁じる。²¹

人間が人間として、つまり責任の担い手として存在できなくなる事態として、ヨナスは、ハクスリー（Aldous Leonard Huxley）の文学において描かれるような、科学技術文明の発達と徹底的な官僚主義の支配によって人間の尊厳が脅かされる世界を例示する。「そこでは、不幸を感じる能力、眺める能力、別のものを求める能力が失われている」²²。こうした事態の回避が含まれることから明らかな通り、存在論的命令は、人類がどのように存在するのか、ということへの配慮をも要請するものである。ヨナスは存在論的命令を、定言命法の形式によって、「あなたの行為の影響が、真に人間らしい生き方と両立するように、行為せよ」²³と表現している。すなわち、人類の存続への責任は、ただ生き長らえることだけではなく、「真に人間らしい生き方」を守らなければならない、ということである。

ヨナスは、存在論的命令によって人類の存続への責任を基礎づけ、その論理的な帰結として未来の世代への責任を説明する²⁴。つまり、存在論的命令が責任の対象とするのは、時代に制約されない人間の理念であり、特定の未来の世代ではない。この存在論的命令は、責任の可能性への責任である以上、あらゆる個別的な命令においても暗黙のうちに承認されている。ヨナスは、個別的命令と存在論的命令との関係を、次のように述べている。

人類がそもそも存在する、というありのままの存在的事実は、これについてまだ問い尋ねられていない者にとっては、人類がこれからも存在するべきである、という存在論的命令になる。この存在論的命令は、それ自身は名付けられないままに留まる「第一の命令」であり、その先のあらゆる命令に（それらの命令が存在しないことが命令の眼目となっているのではない以上は）含まれている。第一の命令〔存在論的命令〕は、その直接的な遂行が生殖本能に委ねられる一方で、人間的な徳の個別的命令を通じた間接的な実現の背景に退く。この間接的な実現は、第一の命法のもつより広範な意味を浮き彫りにするものだ。この根源的な命令がその基本的な内容とともに自らを明らかにせざるをえなくなるには、例えば今日のような、極めて特殊な状況が必要になる。しかし、この命令は、常に個別的命令に承認されながら、

²¹ Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.136.

²² Hans Jonas, *Erkenntnis und Verantwortung. Gespräch mit Ingo Hermann in der Reihe »Zeugen des Jahrhunderts«*, Lamuv, 1991, S.130.

²³ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.36.

²⁴ vgl., Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.137.

あらゆる個別的命令に共通の前提として、個別的命令の背後に存しているのである。²⁵

すなわち、人間が日常的な生活において引き受けている様々な個別的命令は、その背後に「共通の前提」としての存在論的命令を含んでいるのであって、存在論的命令が実現されること、言い換えるなら、責任の能力をもつ者としての人類が地上に存在することは、個別的命令の可能性の条件である。そうであるにも関わらず、今日において存在論的命令が顕在化してくるのは、人類が責任の対象となるような事態、すなわち、人類が減びうるという事態が、科学技術文明によって可能になったからである。人類がそうした力をもつ以前の時代には、存在論的命令は個別的命令の背後に隠されたままだった。何故なら、そうした責任を引き受ける必要性がそもそも存在しなかったからである。

そうである以上、存在論的命令において責任の主体となるのは、科学技術文明の住人たちである。従って、存在論的命令は「先進諸国の産業社会に生きている『私たち』」²⁶による「集合的責任」²⁷として理解される必要がある。

4. 命令の二重化の意義

以上において、個別的命令から存在論的命令へと至る論証を検討してきた。次に、この二重の命令による論証が、1において指摘した未来倫理の理論的問題にどのように応答しうるかを検討しよう。

第一に、未来倫理を合理的に説明するためには、未来の世代への責任が要請される根拠を示す必要がある。つまり、そうした責任がそもそもあるという理由を示す必要がある。これに対してヨナスが存在論的命令を通じて試みるのは、未来世代の責任の根拠を、責任の可能性への責任として説明することである。この論証は、そもそも責任という現象が矛盾なしに成立するための条件として、人類の存続を基礎づけるものである。そのため、権利の概念を用いることなく未来倫理を基礎づけることができる。

第二に、その責任がどのようにして客観的な妥当性を保証されうるのかが示される必要がある。つまり、その責任がどのようににはたされうるべきなのかが説明される必要がある。これに対して、ヨナスの存在論的命令は次のような説明をすることができる。人類の存続への責任は、人類が責任の主体としてこの地上に存在し続けることへの責任である。人類は、ただ存在するだけではなく、責任の主体としての資格を保持し続けたまま存在するべきである。ここから帰結するのは、ヨナスの論証に従えば、人間から責任の主体としての資格を奪う事態を回避する行為は、責任ある行為としての妥当性をもつ、ということだ。ヨナスがそうした事態として想定するのは、人間を「社会工学的未来学の手で作られたホムンクルス」に仕立て上げること²⁸や、「化学的な

²⁵ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.186-187.

²⁶ Hans Jonas, *Wissenschaft als persönliches Erlebnis*, Vandenhoeck & Ruprecht, 1987, S.41.

²⁷ Jonas, a.a.O., S.41.

²⁸ Hans Jonas, *Das Prinzip Verantwortung. Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*, Insel, 1979, S.382.

作用因によるマインド・コントロール、または、電極を差し込んで脳に直接に電気刺激を与えること」²⁹、また、「学校の生徒の学習意欲を薬物の大量投与によって誘発」³⁰することなどである。こうした事態を未然に防ぐ行為は、存在論的命令を果たすものとして正当化される。

以上のように、存在論的命令は科学技術文明における倫理学が直面する理論的な困難に説明を与えることができる。ただし、それは個別的命令が不要であるということの意味するのではない。存在論的命令は、人類が責任の主体であるということを前提にするが、この前提は個別的命令によって初めて説明されているからだ。

また、次のような反論がありえるかも知れない。確かに、存在論的命令は、個別的命令の可能性の条件であり、従ってあらゆる個別的命令のうちには存在論的命令が含まれている。すなわち、責任はどのような責任であれ人類の存続への責任を同時に引き受けなければならない、と主張することができる。しかし、それは存在論的命令の基礎づけであっても、個別的命令の基礎づけではない。そうである以上、そもそも、いかなるものに対してであれ、人が責任を引き受けなければならない理由がどこにあるのが説明される必要がある。こうした反論に対してヨナスは次のように応えることができる。個別的命令は疑う余地がなく経験の事実として現に存在している³¹。ヨナスに拠れば、生命が「善それ自体」であるという解釈は「それ以上遡って疑うことができない」³²存在論的な公理であり、この公理を前提とする限り、個別的命令の事実性は疑いえないものである。

先行研究において、この命令の二重性はしばしば看過されてきた。すなわち、ヨナスが個別的命令によって直ちに人類の存続への責任を説明しているかのように解釈されてきた。そうした解釈を示すものとしては、アーペル (Karl-Otto Apel) やヘスレ (Vittorio Hösle) の研究を挙げることができる³³。しかし、個別的命令から直接に人類の存続への責任を基礎づけることはできないし、ヨナスはそうした論証を提示してもいない。何故なら、前述のように、個別的命令において責任の対象となるのは生命一般であり、人類に限定されないからである。むしろ、個別的命令から存在論的命令へと論証を移行させることによって、ヨナスは責任原理を基礎づけているのであり、この命令の二重化は看過されてはならない。

5. 責任原理の問題点

ここまで本稿は、ヨナスが『責任という原理』において試みる二重の命令による論証を体系的に再構成してきた。最後に、ヨナスの哲学になお含まれる問題点を指摘し、批判的な再検討を試みる。

²⁹ Jonas, a.a.O., S.51.

³⁰ Jonas, a.a.O., S.51.

³¹ vgl., Jonas, a.a.O., S.185.

³² Jonas, a.a.O., S.S.155.

³³ vgl., Karl-Otto Apel, „Die ökologische Krise als Herausforderung für die Diskursethik“, in Dietrich Böhler (Hg), *Ethik für die Zukunft. Im Diskurs mit Hans Jonas*, C.H.Beck, 1994, S.369-404, S.388. Vittorio Hösle, „Ontologie und Ethik bei Hans Jonas“, in Dietrich Böhler (Hg), *Ethik für die Zukunft. Im Diskurs mit Hans Jonas*, C.H.Beck, 1994, S.105-125, S.121.

ヨナスの未来倫理が抱える重大な問題点としてしばしば挙げられるのは、審級（Instanz）の概念が欠落している、ということである。審級とは、責任の当事者の外部にある第三者によって担われる機能であり、責任の公正さを担保するものである。責任の対象が「～に対する責任」を指すものであるとすれば、責任の審級は「～の前での責任」として表現されるものであり、そうした審級の代表的な例は法廷である。討議倫理学者のベーラー（Dietrich Böhler）は、ヨナスの未来倫理の理論にはそうした審級の概念が欠落しており、責任の公正さを担保する枠組みが存在しない、と指摘している³⁴。

もっとも、ヨナスが審級の概念にまったく言及していないわけではない。ただし、その概念の内実は、ベーラーによるそれとは大きく異なっている。前述のように、ヨナスの責任原理において、責任の根拠はその対象である生命の存在に求められており、責任の主体である人間の意志に置かれているのではない。人間が責任の主体として役割を演じるのは、あくまでも客観的に存在する生命の要請に応答する、という仕方においてのみである。そうである以上、主観的な責任はそもそもありえず、責任とは常に客観的なものである。ここからヨナスは、責任概念を責任の主体と対象との二者関係のなかで完結させ、責任の審級をも責任の対象から導出される、と主張する³⁵。しかし、そうした意味での審級概念は、ベーラーが指摘するような、責任の所在を決定する相互主観的な第三者を意味するものではなく、責任の公正な実現を基礎づけるものではない。

ヨナスの未来倫理における公正さの問題は、次のような局面において顕在化してくる。前述の通り、ヨナスの個別的命令に従えば、人間にとって生命が「善それ自体」であるということは「見れば分かる」ことであり、保護を必要とする対象にどのように行為すべきか、ということは直観的に知られるものとされている。この構造は存在論的命令においても繰り返される。現在の世代は、未来の世代が人間として生きていけるように責任を負う。人間として、とは、責任の主体としての能力を失わないように、ということである。しかし、どのような条件が揃えば人間は責任の能力をもつといえるのか。あるいは、どのような事態が起これば、人間から責任の能力が失われるといえるのか。ヨナスはこの点を明言せず、その代わりに「恐怖に基づく発見術」という方法論を提示している。それによれば、存在論的命令において守られるべき人間像は、想像力によって喚起される恐怖の感情を通じて初めて明らかになる。ここでも、具体的に果たされるべき責任を規定するのは、理論化された規範ではなく、想像力によって前理論的に知られるもの、すなわち直観である³⁶。

では、直観によって責任を説明することがどのようにして公正でありえるか。ヴェルナー（Micha

³⁴ vgl., Dietrich Böhler, „Ethik der Zukunfts- und Lebensverantwortung. Erster Teil: Begründung. Zwischen Metaphysik und Reflexion im Dialog“, in Dietrich Böhler und Jens Peter Brune (Hg), *Orientierung und Verantwortung. Begegnungen und Auseinandersetzungen mit Hans Jonas*, Königshausen&Neumann, 2004, S.97-159, S.156.

³⁵ vgl., Hans Jonas, *Philosophische Untersuchungen und metaphysische Vermutungen*, Insel, 1992, S.131.

³⁶ ただし、ヨナスが想像力を主導原理としているのは、科学技術の発達が遠い未来にまで及び、その結末を正確に予測することがそもそも不可能であるからだ。

H. Werner) が指摘するように、ここにはヨナナスの哲学の大きな制約が存している³⁷。というのも、想像力は常に個別的であり、あるイメージに恐怖するか否かは人によって異なるからである。そうした個別性を超えて、ある特定のイメージが恐怖すべきものであるのだとしたら、その基準は想像力の外部に設定されなければならない。この基準が設定されていない以上、ヨナナスの責任原理には、規範倫理としての客観的な公正さが担保されていない、と主張せざるをえない。

またこれに関連しつつ指摘されるべきこととして、ヴェルナーに拠れば、ヨナナスの未来倫理においては責任の能力が具体的に何を意味しているのかが不明確である、という問題がある³⁸。ヨナナスに拠れば、人類だけがもつ責任の能力は、生命を「善それ自体」として理解する能力であり、その要請に応えることである。しかし、この責任の能力が具体的にどのような条件のもとで成り立つ能力であるのかは明確化されていない。そのため、ヨナナスの定言命法において、「真に人間らしい生き方」が何を意味するかは不明確なままに留まる。

「真に人間らしい生き方」の不明確さは、何が人間らしい生き方であるかについての恣意的な線引きを許容することになる。しかし、ヨナナスの定言命法のうちに含まれる「真に人間らしい生き方」というこの一言は、人類の存続の質を保証するものとして理解される。言い換えるなら、生物として生きてさえいれば悲惨で非人間的な生き方をも許容する、という極端な考え方に対して歯止めをかけるものとして機能しているのである³⁹。従って、「真に人間らしい生き方」が恣意的に解釈されうるということは、単に理解の正当性に関わるだけに留まらず、どのような状態を人間的あるいは非人間的な生き方として見なすかを解釈者に委ね、その弁別をめぐる批判的な機能を失うことになってしまう。

以上の問題点から帰結するのは、ヨナナスの存在論的命令は、未来の世代に対して責任が課せられる、ということ为基础づけるものであるが、しかしその責任がどのように実現されるのか、ということ为基础づけるものではない、ということである。従って、クールマンが指摘している通り、ヨナナスの未来倫理は倫理学の全体を基礎づけるものではなく、あくまでも局所的な範囲においてのみ有効な考え方である⁴⁰。

おわりに

以上において本稿は、『責任という原理』を中心に、ヨナナスの未来倫理における個別的命令

³⁷ vgl., Micha H. Werner, „Dimensionen der Verantwortung. Ein Werkstattbericht zur Zukunftsethik von Hans Jonas“, in Dietrich Böhler(Hg), *Ethik für die Zukunft. Im Diskurs mit Hans Jonas*, C.H.Beck, 1994, S.303-338, S.316.

³⁸ vgl., Micha H. Werner, „Hans Jonas' Prinzip Verantwortung“, in Marcus Düwell und Klaus Steigleder(Hg), *Bioethik: Eine Einführung*, Suhrkamp, 2003, S.41-56, S.3.

³⁹ アーベルは、ヨナナスが単に生物としての人類の存続を基礎づけ、南北問題をはじめとする現状の道徳的課題を閑却していることを批判した。これに対して、ペラーは、ヨナナスの定言命法における「真に人間らしい生き方」という一言が、「人間の尊厳」を保証するものであるとして、ヨナナスを擁護している。vgl., Karl-Otto Apel, *Diskurs und Verantwortung. Das Problem des Übergangs zur postkonventionellen Moral*, Suhrkamp, 1988, S.195. Dietrich Böhler, „Einführung in die Praktische Philosophie/ Ethik: »Wo bist du? Was sollen wir tun? Was heißt Zukunftsverantwortung«“, Vorlesungsmanuskript WS 2009/10, EU Berlin, S.54.

⁴⁰ Wolfgang Kuhlmann, „«Prinzip Verantwortung» versus Diskursethik“, in Dietrich Böhler(Hg), *Ethik für die Zukunft. Im Diskurs mit Hans Jonas*, C.H.Beck, 1994, S.277-302, S.287.

と存在論的命令の違いを検討し、こうした命令の二重性がどのような機能を果たしているのかを明らかにした。人類の存続への責任を基礎づけるヨナスの未来倫理を正しく捉えるためには、この命令の二重性を看過することはできない。同時に、本稿はこうしたヨナスの未来倫理の思想が抱える問題点をも指摘した。ヨナスの責任原理には、審級概念が欠落しているために、責任を実現する際の公正さをめぐる問題が残る。また、存続を義務付けられる責任の能力の定義も曖昧である。そのため、どのように責任が実現されるのか、という点を十分に説明することができていない。

ヨナスが責任の能力をどのように考えていたのか、という点は、基礎づけの根幹にかかわる問題であるために、責任原理を体系化された理論として解釈するためには無視することができない問題である。この問題は、未来倫理の思想に留まらない、ヨナスの哲学的生命論、また神学的な思想をも参照することで、重層的に検討していく必要があるだろう。ただし、紙幅の制約から、これは今後の課題として提起するに留めたい。

(とやひろし 現代思想文化学・博士後期課程)

On the distinction between the particular imperative and the ontological imperative in Hans Jonas

Hiroshi TOYA

This study aims to clarify the distinction between the particular imperative and the ontological imperative in Hans Jonas's thought. It also aims to reveal the role of this distinction in the framework of the "responsibility principle." Hans Jonas, a twentieth-century German Jewish philosopher, emphasizes the risks of a technological civilization and asserts the responsibility of the current generation to future generations in his seminal work *The Imperative of Responsibility: In Search of an Ethics for the Technological Age*. This work has deeply influenced the fields of bioethics and ecological ethics, but the framework of his ethical thought has several unclear aspects. One such aspect is how responsibility can be assigned to a generation without clarifying their rights and the concept of reciprocity, because a generation that is not yet born does not have rights and there is no reciprocity between the present and future generations. To resolve this problem, Jonas attempts to explain the foundation of responsibility with a duplication of types of the imperative — using both particular and ontological aspects. Prior studies on Jonas have overlooked the duplication of the imperative. In contrast, this study proposes the hypothesis that the distinction in the double imperatives plays a constitutive role in Jonas's thought. Further, this study proves the hypothesis by analyzing *The Imperative of Responsibility*.

〔キーワード〕

ハンス・ヨナス、科学技術、未来倫理、責任の能力、直観主義的倫理